

## 反省点・課題等

## 鳥取県西部地震における反省点・課題等

### 県教育委員会の対策における反省点・課題等

各項目について、各担当に対して反省・課題等を聴取した結果である。

#### 1 学校の休校措置等関係

- 地震当日、この時点では翌日（10月7日）の休校について電話で生徒に連絡するのは困難であり、報道機関に頼るしかなかったが、この地震当日の報道では、「〇〇高校他〇校」という曖昧なものがあった。非常事態なので、報道機関に対し、なるべく早く、回数を多く、学校名を正確に放送することを要望したい。
- 公共交通機関、道路の不通箇所等の情報や復旧の見通しの情報が入りにくく、学校が休校措置を判断するのに困った。
- 激震直後、ある学校で報道機関のヘリコプターが上空を旋回しており、校庭に避難している生徒に教員の声が届かず（約30分間）確認や指示に支障をきたした。配慮をしてほしい。

#### 2 学校関係施設の応急危険度判定等関係

- 教育関係施設における応急危険度判定の役割分担について
  - ・建築士ボランティアが実施する判定では、住宅等民間施設が優先されるため、町村の小中学校・社会教育施設は早期に判定を受けられない状況であった。このため、県教委へ建築技師の派遣要請があったが、学校施設を優先したため、社会教育施設には十分な対応ができなかった。早期に応急危険度を判定するためには、建築士ボランティア、土木部、県教委の役割分担を検討する必要がある。
- 公立学校災害復旧事業（国庫補助事業）への対応及び制度の周知について
  - ・今回の地震のような広範囲に及ぶ災害では、多くの市町村が公立学校災害復旧事業に該当することとなったが、補助事業への対応（事務手続、注意事項の徹底等）が不十分であったため、災害時の県教委の体制及び通常からの市町村教委への周知を見直す必要がある。
  - ・復旧支援制度についての市町村からの問い合わせに対しては、その都度電話で説明を行ったが、口頭での説明では制度の周知が十分行えない。
  - ・担当者を集めた説明会の開催が制度の周知を図る上で最も適当と考えられるが、復旧作業に追われている市町村の負担を考えると、開催時期の見計らいが容易ではなく、また、現在補助制度がない社会体育施設の場合には、説明会を開催する理由も薄い。
  - ・FAXなどを利用した資料の送付も考えられるが、今回のような広範囲に及ぶ災害にあっては、関係市町村や県庁所管課も多いと思われる所以、課や部局を超えた合同説明会の開催などが考えられたのではないかと思う。

### 3 文化財に係る対策関係

- 文化財の復旧工事には専門職員（建造物等）の診断等が必要であるが、その専門職員が県内には少なく建造物等の復旧診断に時間を要した。
- 毀損を受けた国指定・県指定文化財は、国や県から補助金の助成が受けられるが、市町村指定については、国や県の助成制度がない。また、国指定文化財の補助金交付要綱には災害復旧工事の際の補助率加算（20%）が設けられているが、県の要綱には設けておらず、今後検討していく必要がある。

### 4 児童生徒の心のケアに関する取組関係

- 児童生徒の心の健康相談体制を組むにあたっては、臨床心理士会等の連絡調整に多くの時間を費やしたことから、日頃から災害に対応した心の健康相談に関する専門機関、専門家との連携体制（ネットワーク）を確立しておく必要がある。

### 5 その他

- 鳥取県進学奨励資金の返還債務猶予等について（年度中途の申請書の受理）、貸与要件の低所得世帯の審査において、被災による収入の減、又は支出の増を特別控除できることとなっているが、具体的な算定や認定方法が明確にされていないので検討する必要があるのであるのでは。

## 学校現場における反省点・課題等

西部教育事務所指導係が、西部地区の各小・中学校に対し、各西部地区市町村（学校組合）教育委員会を通じて行ったアンケート調査の結果をまとめたものである。

（平成12年11月24日付文書「鳥取県西部地震にともなうアンケート調査の実施について」）

### 1 生徒の安全確認関係

- 校外学習の児童の所在確認に手間取った。
- 停電のため非常放送が機能しなく、指示がすぐに出せなかつた。
- 激しい揺れのため指示がすぐにできなかつた。
- 避難した後子どもを落ちつかせるような声かけ、低学年児童にはスキンシップで対応する必要がある。
- 休憩時間であったため、児童の安全確認について重複があつたり、職員の安全確認ができなかつたりした。
- 児童の避難状況、学校がとる対応を公民館放送で地域に連絡したことがよかつた。
- 担任の直接管理下にない（休憩、放課後、登下校時）場合の安全確認の必要性。
- 職員が校舎内外を回って、確認することが大切である。
- 町の防災無線によって生徒の安否、道路の状況、下校方法の伝達の連絡が役に立つた。

### 2 学校での周知方法関係

- 屋外のどの場所にも聞こえるスピーカーや拡声器を設置する必要がある。
- 校内放送によって、児童に落ち着きが見られたので、早い段階の校内放送が必要である。
- 校内放送での指示とともに、放送機器の使用不能に備えて教員の肉声や拡声器による指示が必要である。
- 職員のだれもが避難指示ができるようにする。（放送機器の近くに張り紙）
- 職員同士が連絡を取り合えるトランシーバの必要を感じた。

### 3 情報収集伝達関係

- 電話が不通になるので地域の方の協力を仰ぐ必要がある。
- 情報収集係を設ける。
- 震災直後の電話対応が大変であった。電話の子機があるとよい。
- 情報を得るために、職員室にテレビが必要である。

### 4 先生の防災意識、指示連絡体制関係

- 担任不在時の誘導や指示について共通理解しておく必要がある。
- 職員の役割分担に指示系統などの確認をしておく必要がある。
- 防火管理者だけでなく、職員だれもが避難指示が出せるマニュアルを作つて掲示しておくことがよい。
- 大規模地震発生時の初期行動マニュアルを全職員が把握しておくこと。

### 5 児童生徒の家庭への受け渡し関係

- 防災緊急時の保護者への速やかな連絡のあり方を見直す必要がある。
- 震災時の児童引き渡しに係わつての家庭環境の把握をする必要がある。
- 震災に係わる家庭への連絡が繰り返しあり、対応に苦慮した。

## 6 避難誘導関係

- 地震が発生した後、どの程度で外へ避難誘導してよいか判断が難しかった。
- 日頃からの指示系統の確認、誘導経路の確認する必要がある。
- 揺れが長い場合は、すぐに戸外に避難誘導するのは危険である。
- 教師の誘導なしで避難できるようになることが大切である。
- 避難誘導のための機器の場所にたどり着くのに時間がかかった。

## 7 今後の避難訓練関係

- 様々な条件下での避難訓練の実施（非常ドアが閉まった場合の避難方法、停電の場合の避難方法、放送機器が使えない場合の避難方法、休憩時の避難訓練、担当消防署との連携を図った訓練、放送を使わない訓練、校外学習に出ていた学年がある時の訓練、休憩時間や担任のいない時の避難訓練の実施、電気、電話が使用できない場合の避難訓練の実施）
- 雨天時の避難場所
- 火災、地震の両方の訓練の実施
- 余震の際の避難・行動を検討する必要がある。

## 8 その他

- 長い揺れのため、非常ベルの位置まで行くのに時間がかかった。
- 災害時に使用する機材の点検の必要がある。
- 児童自身に様々な災害時の対応方法の指導する必要がある。
- 危機管理について、地教委、役場との密接な連携を図ること。
- PTAとの緊急体制。
- 放送器具を充電式のものにする。
- 校舎外の電源の確保。舎外トイレの設置。
- 出張や報告物が多くなる。
- 震災に伴う被害に遭った教職員の業務補充等、学校運営に支障があった。

## 児童生徒の心のケアに関する研修実施内容

- 臨床心理士による巡回相談をもとに、心配な児童への対応を考えた。
- 学級担任、養護教諭によって実態を把握し指導を行った。
- 担任による不安解消のための話。
- 心のケアの必要な児童の家庭との間で連絡ノート等によって連絡を取り合った。
- 児童に安心を与えるように話をしたり、普段通りの学習や生活をするようにした。
- グループカウンセリング週間を利用し、児童の話を聞いた。
- 健康観察記録簿を活用して児童の実態把握を行った。
- 心配な児童に対してはスクールカウンセラーを活用。
- 児童一人一人から個別に話を聞く時間をとり、個別指導を行った。
- 児童の心を癒す音楽を流すようにした。
- 児童に対して震災時のフラッシュバックがないように言動に注意した。
- 震災当日に欠席した児童への家庭訪問。
- 学校再開後は、児童の実態把握を行うとともに、ストーリーテーリングを実施。
- 情緒的に不安定な生徒に対して、担任、養護教諭による面接指導（家庭訪問を含む）。